

電力先物に係る年度物取引の追加に伴う業務規程等の一部改正
新旧対照表

目 次

	(ページ)
1. 業務規程の一部改正新旧対照表	1
2. 受託契約準則の一部改正新旧対照表	8
3. 取引参加料等に関する細則の一部改正新旧対照表	9
4. エネルギー市場管理細則の一部改正新旧対照表	11
5. システム売買実施細則の一部改正新旧対照表	13
6. ギブアップ細則の一部改正新旧対照表	14
7. エネルギー最終決済価格決定細則の一部改正新旧対照表	15

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(現金決済先物取引の対象) 第14条 現金決済先物取引の対象は、次のとおりとする。 (1)～(9) (略) <u>(10) 電力のうち、東エリア・年度ベースロード電力(4月1日から翌年3月末日までの期間(以下この条から第17条までにおいて「年度」という。)における暦日の午前0時から午後12時までの間受渡しが行われる出力100キロワットの電気。以下同じ。)にあっては、JEPXのスポット取引において取引される東京エリアの電力</u> <u>(11) 電力のうち、東エリア・年度日中ロード電力(年度における平日の午前8時から午後8時までの間受渡しが行われる出力100キロワットの電気。以下同じ。)にあっては、JEPXのスポット取引において取引される東京エリアの電力</u> <u>(12) 電力のうち、西エリア・年度ベースロード電力にあっては、JEPXのスポット取引において取引される関西エリアの電力</u> <u>(13) 電力のうち、西エリア・年度日中ロード電力にあっては、JEPXのスポット取引において取引される関西エリアの電力</u> <u>(14) (略)</u></p>	<p>(現金決済先物取引の対象) 第14条 現金決済先物取引の対象は、次のとおりとする。 (1)～(9) (略) (新設) (新設) (新設) (新設) <u>(10) (略)</u></p>
<p><u>(電力先物に係る年度物取引の建玉のカスケーディング)</u> 第14条の2 <u>前条第10号から第13号までに規定する電力を対象とする現金決済先物取引の建玉が、現金決済先物取引の取引対象となる年度(以下、この条及び次条において「取引対象年度」という。)の前年度の3月末日の3営業日前の日までに転売又は買戻しにより決済されなかった場合は、当該3営業日前の日の翌営業日以降においては、当該建玉を、次の各号に掲げる区分に従い、当該建玉1枚につき、当該各号に定める12限月の取引の1枚ずつの建玉として取り扱う(以下、この取り扱いを「カスケーディング」という。)</u></p>	<p>(新設)</p>

(1) 前条第10号に規定する電力を対象とする現金決済先物取引の建玉

当該建玉の取引対象年度と同一の期間を対象とし、同条第2号に規定する電力を対象とする12限月の現金決済先物取引の建玉

(2) 前条第11号に規定する電力を対象とする現金決済先物取引の建玉

当該建玉の取引対象年度と同一の期間を対象とし、同条第3号に規定する電力を対象とする12限月の現金決済先物取引の建玉

(3) 前条第12号に規定する電力を対象とする現金決済先物取引の建玉

当該建玉の取引対象年度と同一の期間を対象とし、同条第4号に規定する電力を対象とする12限月の現金決済先物取引の建玉

(4) 前条第13号に規定する電力を対象とする現金決済先物取引の建玉

当該建玉の取引対象年度と同一の期間を対象とし、同条第5号に規定する電力を対象とする12限月の現金決済先物取引の建玉

(当月限納会日及び取引最終日)

第15条 (略)

2 現金決済先物取引の取引最終日は、次のとおりとし、取引は日中立会をもって終わる。

(1) 原油にあつては、当月限が属する月の最終営業日とする。

(2) 電力のうち、東エリア・ベースロード電力にあつては、当月限が属する月の末日の前営業日とする。

(3) 電力のうち、東エリア・日中ロード電力にあつては、当月限が属する月の最終の平日の前営業日とする。

(4) 電力のうち、西エリア・ベースロード電力にあつては、当月限が属する月の末日の前営業日とする。

(5) 電力のうち、西エリア・日中ロード電力にあつては、当月限が属する月の最終の平日の前営業日とする。

(当月限納会日及び当月限取引最終日)

第15条 (略)

2 現金決済先物取引の当月限（電力のうち、東エリア・週間ベースロード電力、東エリア・週間日中ロード電力、西エリア・週間ベースロード電力及び西エリア・週間日中ロード電力にあつては直近の限月をいう。以下同じ。）取引最終日は、次に掲げる日とし、当月限の取引は日中立会をもって終わる。

(1) 原油にあつては、当月限が属する月の最終営業日

(2) 電力のうち、東エリア・ベースロード電力にあつては、当月限が属する月の末日の前営業日

(3) 電力のうち、東エリア・日中ロード電力にあつては、当月限が属する月の最終の平日の前営業日

(4) 電力のうち、西エリア・ベースロード電力にあつては、当月限が属する月の末日の前営業日

(5) 電力のうち、西エリア・日中ロード電力にあつては、当月限が属する月の最終の平日の前営業日

(6) 電力のうち、東エリア・週間ベースロード電力にあつては、毎週金曜日の前営業日とする。

(7) 電力のうち、東エリア・週間日中ロード電力にあつては、毎週金曜日（平日でない場合は順次繰り上げる。第9号において同じ。）の前営業日とする。

(8) 電力のうち、西エリア・週間ベースロード電力にあつては、毎週金曜日の前営業日とする。

(9) 電力のうち、西エリア・週間日中ロード電力にあつては、毎週金曜日の前営業日とする。

(10) 電力のうち、東エリア・年度ベースロード電力にあつては、カスケーディング前までは、取引対象年度の前年度の3月末日の3営業日前の日とし、カスケーディング後は、第2号の規定を準用する。

(11) 電力のうち、東エリア・年度日中ロード電力にあつては、カスケーディング前までは、取引対象年度の前年度の3月末日の3営業日前の日とし、カスケーディング後は、第3号の規定を準用する。

(12) 電力のうち、西エリア・年度ベースロード電力にあつては、カスケーディング前までは、取引対象年度の前年度の3月末日の3営業日前の日とし、カスケーディング後は、第4号の規定を準用する。

(13) 電力のうち、西エリア・年度日中ロード電力にあつては、カスケーディング前までは、取引対象年度の前年度の3月末日の3営業日前の日とし、カスケーディング後は、第5号の規定を準用する。

(14) LNGにあつては、当月限が属する月の前月15日（休業日に当たる場合は順次繰り上げる。）とする。

3 当社は、必要があると認めるときは、臨時に当月限納会日及び取引最終日を定めることができる。

4 (略)

(新甫発会日等)

第16条 (略)

2 現金決済先物取引の新甫発会日は、次に掲げる日とし、新甫限月の取引は日中立会から開始する。

(6) 電力のうち、東エリア・週間ベースロード電力にあつては、毎週金曜日の前営業日

(7) 電力のうち、東エリア・週間日中ロード電力にあつては、毎週金曜日（平日でない場合は順次繰り上げる。第9号において同じ。）の前営業日

(8) 電力のうち、西エリア・週間ベースロード電力にあつては、毎週金曜日の前営業日

(9) 電力のうち、西エリア・週間日中ロード電力にあつては、毎週金曜日の前営業日

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(10) LNGにあつては、当月限が属する月の前月15日（休業日に当たる場合は順次繰り上げる。）

3 当社は、必要があると認めるときは、臨時に当月限納会日及び当月限取引最終日を定めることができる。

4 (略)

(新甫発会日等)

第16条 (略)

2 現金決済先物取引の新甫発会日は、取引最終日の翌営業日とし、新甫限月の取引は日中立会から開始する。

(1) 原油、電力のうち東エリア・ベースロード電力、東エリア・日中ロード電力、西エリア・ベースロード電力、西エリア・日中ロード電力、東エリア・週間ベースロード電力、東エリア・週間日中ロード電力、西エリア・週間ベースロード電力及び西エリア・週間日中ロード電力並びにLNGにあつては、取引最終日の翌営業日

(新設)

(2) 電力のうち東エリア・年度ベースロード電力、東エリア・年度日中ロード電力、西エリア・年度ベースロード電力及び西エリア・年度日中ロード電力にあつては、毎年4月1日(休業日に当たる場合は順次繰り下げる)

(新設)

3・4 (略)

3・4 (略)

(先物取引の期限)

(先物取引の期限)

第17条 (略)

第17条 (略)

2 (略)

2 (略)

3 現金決済先物取引の期限は、次のとおりとする。

3 現金決済先物取引の期限は、次のとおりとする。

(1)～(9) (略)

(1)～(9) (略)

(10) 電力のうち、東エリア・年度ベースロード電力にあつては、新甫発会日が属する年度の翌年度から起算した2年以内の各年度とし、2限月制とする。

(新設)

(11) 電力のうち、東エリア・年度日中ロード電力にあつては、新甫発会日が属する年度の翌年度から起算した2年以内の各年度とし、2限月制とする。

(新設)

(12) 電力のうち、西エリア・年度ベースロード電力にあつては、新甫発会日が属する年度の翌年度から起算した2年以内の各年度とし、2限月制とする。

(新設)

(13) 電力のうち、西エリア・年度日中ロード電力にあつては、新甫発会日が属する年度の翌年度から起算した2年以内の各年度とし、2限月制とする。

(新設)

(14) (略)

(10) (略)

4・5 (略)

4・5 (略)

(呼値、呼値の単位、取引単位及び受渡単位)

(呼値、呼値の単位、取引単位及び受渡単位)

第18条 (略)

第18条 (略)

2 現金決済先物取引の呼値及びその単位並びに取引単位は、次のとおりとし、取

2 現金決済先物取引の呼値及びその単位並びに取引単位は、次のとおりとし、取

引単位を呼値で除した数値を取引単位の倍率とする。

(1)～(9) (略)

(10) 東エリア・年度ベースロード電力

(呼値)

(呼値の単位) (取引単位)

1キロワット時 (1 kWh)

1銭 1枚 年度における暦日数×24時間×100キロワット時によって得られる電力量 (kWh)

(11) 東エリア・年度日中ロード電力

(呼値)

(呼値の単位) (取引単位)

1キロワット時 (1 kWh)

1銭 1枚 年度における平日数×12時間×100キロワット時によって得られる電力量 (kWh)

(12) 西エリア・年度ベースロード電力

(呼値)

(呼値の単位) (取引単位)

1キロワット時 (1 kWh)

1銭 1枚 年度における暦日数×24時間×100キロワット時によって得られる電力量 (kWh)

(13) 西エリア・年度日中ロード電力

(呼値)

(呼値の単位) (取引単位)

1キロワット時 (1 kWh)

1銭 1枚 年度における平日数×12時間×100キロワット時によって得られる電力量 (kWh)

(14) (略)

3 (略)

(ギブアップ申出並びにテイクアップ申出及びテイクアップ拒否の申出の特例)

第31条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、売買約定が成立した計算区域から当月限納会日(現金決済先物取引にあつては取引最終日をいう。以下この条及び次条において同じ。)までの期間が3営業日に満たない場合において、当社が認めたときは、付替元取引参加者及び付替先取引参加者は、当月限納会日が属する計算区域の翌営業日のギブアップ細則に定める時限までに当社にギブアップ申出並びにテイク

引単位を呼値で除した数値を取引単位の倍率とする。

(1)～(9) (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(10) (略)

3 (略)

(ギブアップ申出並びにテイクアップ申出及びテイクアップ拒否の申出の特例)

第31条 (略)

(新設)

アップ申出及びテイクアップ拒否の申出を行うものとする。ただし、当社が定める取引については、当社が別に定めるところによる。

- 3 前2項に規定する時限までにテイクアップ申出又はテイクアップ拒否の申出が行われない場合には、当社は、当該付替先取引参加者により、テイクアップ拒否の申出を受けたものとみなす。

(ギブアップの取消し)

第32条 (略)

- 2 前項の規定にかかわらず、売買約定が成立した計算区域から当月限納会日までの期間が3営業日に満たない場合において、当社が認めたときは、付替元取引参加者及び付替先取引参加者は、当月限納会日が属する計算区域の翌営業日のギブアップ細則に定める時限までにギブアップ申出等の取消しの申出を当社に行うものとする。ただし、当社が定める取引については、当社が別に定めるところによる。

- 3 (略)

(最終決済日)

- 第75条 現金決済先物取引の最終決済日は、次のとおりとする。

(1) 原油、電力のうち東エリア・週間ベースロード電力、東エリア・週間日中ロード電力、西エリア・週間ベースロード電力及び西エリア・週間日中ロード電力並びにLNGの最終決済日は、当月限(東エリア・週間ベースロード電力、東エリア・週間日中ロード電力、西エリア・週間ベースロード電力及び西エリア・週間日中ロード電力)にあつては直近の限月をいう。)取引最終日の翌営業日とする。

(2) 電力のうち東エリア・ベースロード電力、東エリア・日中ロード電

- 2 前項に規定する時限までにテイクアップ申出又はテイクアップ拒否の申出が行われない場合には、当社は、当該付替先取引参加者により、テイクアップ拒否の申出を受けたものとみなす。

(ギブアップの取消し)

第32条 (略)

- 2 前項の規定にかかわらず、当月限の売買約定について、付替元取引参加者及び付替先取引参加者は、当月限納会日(現金決済先物取引にあつては取引最終日)が属する計算区域の翌営業日のギブアップ細則に定める時限までにギブアップ申出等の取消しの申出を当社に行うものとする。

- 3 (略)

(最終決済日)

- 第75条 エネルギー市場における原油、電力のうち東エリア・週間ベースロード電力、東エリア・週間日中ロード電力、西エリア・週間ベースロード電力及び西エリア・週間日中ロード電力並びにLNGの最終決済日は当月限取引最終日の翌営業日とし、電力のうち東エリア・ベースロード電力、東エリア・日中ロード電力、西エリア・ベースロード電力及び西エリア・日中ロード電力の最終決済日は、当月限が属する月の翌月第1営業日とする。

(新設)

(新設)

力、西エリア・ベースロード電力及び西エリア・日中ロード電力の最終決済日は、当月限取引最終日が属する月の翌月第1営業日とする。

(3) 電力のうち東エリア・年度ベースロード電力、東エリア・年度日中ロード電力、西エリア・年度ベースロード電力及び西エリア・年度日中ロード電力の最終決済日は、第14条の2各号に規定するカスケーディングによって取り扱う12限月の各取引の建玉について、前号の規定を準用する。

2・3 (略)

(建玉の決済方法)

第77条 (略)

附 則

- 1 この改正規定は、令和7年5月26日又は商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第156条第1項の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、前項に定める日から施行することが適当でない場合には、当該日から3月以内の日で、当社が別に定める日から施行する。

(新設)

2・3 (略)

(当月限建玉の決済方法)

第77条 (略)

受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>(カスケーディング後の建玉の通知)</u> <u>第20条の2 受託取引参加者は、業務規</u> <u>程第14条の2各号に規定するカスケ</u> <u>ーディング後の建玉の数量を遅滞なく委託</u> <u>者に通知しなければならない。</u></p> <p>附 則</p> <p>1 この改正規定は、令和7年5月26日 又は商品先物取引法（昭和25年法律第 239号）第156条第1項の認可を受 けた日のいずれか遅い日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この改正規 定は、売買システムの稼働に支障が生じ た場合その他やむを得ない事由により、 令和7年5月26日から施行することが 適当でないとして当社が認める場合には、同 日後の当社が定める日から施行する。</p>	<p>(新設)</p>

取引参加料等に関する細則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(取引参加料)</p> <p>第3条 業務規程第133条に規定する取引参加料の種類及び額は、次の各号に定める種類及び額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 売買約定に係る定率参加料</p> <p>イ エネルギー市場</p> <p>(イ)・(ロ) (略)</p> <p>(ハ) 電力</p> <p>東エリア・ベースロード電力及び西エリア・ベースロード電力 売又は買1枚につき 146円</p> <p>東エリア・日中ロード電力及び西エリア・日中ロード電力 売又は買1枚につき 49円</p> <p>東エリア・週間ベースロード電力及び西エリア・週間ベースロード電力 売又は買1枚につき 37円</p> <p>東エリア・週間日中ロード電力及び西エリア・週間日中ロード電力 売又は買1枚につき 12円</p> <p><u>東エリア・年度ベースロード電力及び西エリア・年度ベースロード電力</u> 売又は買1枚につき <u>1,752円</u></p> <p><u>東エリア・年度日中ロード電力及び西エリア・年度日中ロード電力</u> 売又は買1枚につき <u>588円</u></p> <p>(ニ) (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>(ギブアップ手数料)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる商品のギブアップ手数料は、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) エネルギー市場における電力のうち東エリア・ベースロード電力、<u>西エリア・ベースロード電力、東エリア・年度ベースロード電力及び西エリア・年度ベースロード電力</u> 売又は買1枚につき 15円</p> <p>(取引参加料の納入)</p>	<p>(取引参加料)</p> <p>第3条 業務規程第133条に規定する取引参加料の種類及び額は、次の各号に定める種類及び額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 売買約定に係る定率参加料</p> <p>イ エネルギー市場</p> <p>(イ)・(ロ) (略)</p> <p>(ハ) 電力</p> <p>東エリア・ベースロード電力及び西エリア・ベースロード電力 売又は買1枚につき 146円</p> <p>東エリア・日中ロード電力及び西エリア・日中ロード電力 売又は買1枚につき 49円</p> <p>東エリア・週間ベースロード電力及び西エリア・週間ベースロード電力 売又は買1枚につき 37円</p> <p>東エリア・週間日中ロード電力及び西エリア・週間日中ロード電力 売又は買1枚につき 12円</p> <p>(ニ) (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>(ギブアップ手数料)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる商品のギブアップ手数料は、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) エネルギー市場における電力のうち東エリア・ベースロード電力<u>及び</u>西エリア・ベースロード電力 売又は買1枚につき 15円</p> <p>(取引参加料の納入)</p>

第8条 定額参加料は、毎事業年度の前期（4月1日から9月30日まで）及び後期（10月1日から翌年3月31日まで）に分け、当社の請求に基づき、半期分ずつ、その期の前月の当社が指定する日までに、当社が指定する方法により納入するものとする。ただし、当社は、市場取引参加者、遠隔地市場取引参加者及び遠隔地仲介取引参加者が当社から定額参加料の請求を受ける日の属する月の前月末日以前6か月間に各商品市場において行う売買注文による売買約定が成立しなかった場合、当該取引参加者へ当該商品市場に係る定額参加料の請求を行わないものとする。

附 則

- 1 この改正規定は、令和7年5月26日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和7年5月26日から施行することが適当でないと当社が認める場合には、同日後の当社が定める日から施行する。

第8条 定額参加料は、毎事業年度の前期（4月1日から9月30日まで）及び後期（10月1日から翌年3月31日まで）に分け、当社の請求に基づき、半期分ずつ、その期の初月の当社が指定する日までに、当社が指定する方法により納入するものとする。ただし、当社は、市場取引参加者、遠隔地市場取引参加者及び遠隔地仲介取引参加者が当社から定額参加料の請求を受ける日の属する月の前月末日以前6か月間に各商品市場において行う売買注文による売買約定が成立しなかった場合、当該取引参加者へ当該商品市場に係る定額参加料の請求を行わないものとする。

エネルギー市場管理細則の一部改正新旧対照表

新	旧																																				
<p>(取引参加者の建玉数量の制限)</p> <p>第2条 当社は、業務規程第33条第1項の規定に基づき、取引参加者の自己の計算による建玉数量について、売建玉又は買建玉のそれぞれにつき（電力にあっては売建玉と買建玉との差引き数量とする。）次に掲げる制限を設ける。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 電力</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>各限月（売建玉と買建玉との差引き数量）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>東エリア・年度ベースロード電力</td> <td style="text-align: center;">5,000枚</td> </tr> <tr> <td>東エリア・年度日中ロード電力</td> <td style="text-align: center;">7,000枚</td> </tr> <tr> <td>西エリア・年度ベースロード電力</td> <td style="text-align: center;">5,000枚</td> </tr> <tr> <td>西エリア・年度日中ロード電力</td> <td style="text-align: center;">7,000枚</td> </tr> </table> <p>2～5 (略)</p> <p>(委託者及び海外顧客の建玉数量の制限)</p> <p>第3条 当社は、業務規程第33条第2項の規定に基づき、委託者及び海外顧客の建玉数量について、売建玉又は買建玉のそれぞれにつき（電力にあっては売建玉と買建玉との差引き数量とする。）次に掲げる制限を設ける。現物先物取引のガソリン、灯油及び軽油において、受託取引参加者又は遠隔地仲介取引参加者は、当該委託者又は海外顧客を当業者、投資信託等（投資信託等の要件に関する要領に定めるものに限る。以下同じ。）、マーケットメイカー又はそれ以外の者に区分して管理しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 電力</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>各限月（売建玉と買建玉との差引き数量）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>東エリア・年度ベースロード電力</td> <td style="text-align: center;">2,500枚</td> </tr> </table>		各限月（売建玉と買建玉との差引き数量）	(略)		東エリア・年度ベースロード電力	5,000枚	東エリア・年度日中ロード電力	7,000枚	西エリア・年度ベースロード電力	5,000枚	西エリア・年度日中ロード電力	7,000枚		各限月（売建玉と買建玉との差引き数量）	(略)		東エリア・年度ベースロード電力	2,500枚	<p>(取引参加者の建玉数量の制限)</p> <p>第2条 当社は、業務規程第33条第1項の規定に基づき、取引参加者の自己の計算による建玉数量について、売建玉又は買建玉のそれぞれにつき（電力にあっては売建玉と買建玉との差引き数量とする。）次に掲げる制限を設ける。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 電力</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>各限月（売建玉と買建玉との差引き数量）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(新設)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(新設)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(新設)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(新設)</td> </tr> </table> <p>2～5 (略)</p> <p>(委託者及び海外顧客の建玉数量の制限)</p> <p>第3条 当社は、業務規程第33条第2項の規定に基づき、委託者及び海外顧客の建玉数量について、売建玉又は買建玉のそれぞれにつき（電力にあっては売建玉と買建玉との差引き数量とする。）次に掲げる制限を設ける。現物先物取引のガソリン、灯油及び軽油において、受託取引参加者又は遠隔地仲介取引参加者は、当該委託者又は海外顧客を当業者、投資信託等（投資信託等の要件に関する要領に定めるものに限る。以下同じ。）、マーケットメイカー又はそれ以外の者に区分して管理しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 電力</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>各限月（売建玉と買建玉との差引き数量）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(新設)</td> </tr> </table>		各限月（売建玉と買建玉との差引き数量）	(略)		(新設)		(新設)		(新設)		(新設)			各限月（売建玉と買建玉との差引き数量）	(略)		(新設)	
	各限月（売建玉と買建玉との差引き数量）																																				
(略)																																					
東エリア・年度ベースロード電力	5,000枚																																				
東エリア・年度日中ロード電力	7,000枚																																				
西エリア・年度ベースロード電力	5,000枚																																				
西エリア・年度日中ロード電力	7,000枚																																				
	各限月（売建玉と買建玉との差引き数量）																																				
(略)																																					
東エリア・年度ベースロード電力	2,500枚																																				
	各限月（売建玉と買建玉との差引き数量）																																				
(略)																																					
(新設)																																					
(新設)																																					
(新設)																																					
(新設)																																					
	各限月（売建玉と買建玉との差引き数量）																																				
(略)																																					
(新設)																																					

東エリア・年度日中 ロード電力	3, 500枚
西エリア・年度ベー スロード電力	2, 500枚
西エリア・年度日中 ロード電力	3, 500枚

2・3 (略)

附 則

- 1 この改正規定は、令和7年5月26日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和7年5月26日から施行することが適当でないと当社が認める場合には、同日後の当社が定める日から施行する。

(新設)
(新設)
(新設)

2・3 (略)

システム売買実施細則の一部改正新旧対照表

新					旧					
別表3（第12条関係）					別表3（第12条関係）					
即時約定可能値幅					即時約定可能値幅					
エネルギー市場		寄付板合わせ	ザラバ	引板合わせ	エネルギー市場		寄付板合わせ	ザラバ	引板合わせ	
	(略)					(略)				
	(略)					(略)				
	東エリア・年度ベースロード電力					東エリア・年度ベースロード電力				
	西エリア・年度ベースロード電力					6.00	5.00	6.00	西エリア・年度ベースロード電力	
	東エリア・年度日中ロード電力					円	円	円	東エリア・年度日中ロード電力	
	西エリア・年度日中ロード電力								西エリア・年度日中ロード電力	
	LNG					(略)				
(略)					(略)					
別表4（第14条関係）					別表4（第14条関係）					
1. サーキットブレーカー幅等					1. サーキットブレーカー幅等					
エネルギー市場		通常時	第一次拡大時	第二次拡大時	エネルギー市場		通常時	第一次拡大時	第二次拡大時	
	(略)					(略)				
	(略)					(略)				
	東エリア・年度ベースロード電力					東エリア・年度ベースロード電力				
	西エリア・年度ベースロード電力					8.00	原則拡大しない	原則拡大しない	西エリア・年度ベースロード電力	
	東エリア・年度日中ロード電力					円			東エリア・年度日中ロード電力	
	西エリア・年度日中ロード電力								西エリア・年度日中ロード電力	
	LNG					(略)				
(略)					(略)					
2. (略)					2. (略)					
附 則										
1 この改正規定は、令和7年5月26日から施行する。										
2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和7年5月26日から施行することが適当でない当社が認める場合には、同日後の当社が定める日から施行する。										

ギブアップ細則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(ギブアップ申出並びにテイクアップ申出及びテイクアップ拒否の申出の特例の申出時限)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 <u>業務規程31条第2項のギブアップ細則に定める時限とは、当月限納会日(現金先物取引にあつては取引最終日という。以下同じ。)の翌営業日の午後4時45分までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この改正規定は、令和7年5月26日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和7年5月26日から施行することが適当でないと当社が認める場合には、同日後の当社が定める日から施行する。</p>	<p>(ギブアップ申出並びにテイクアップ申出及びテイクアップ拒否の申出の特例の申出時限)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、当月限の売買約定のギブアップ申出並びにテイクアップ申出及びテイクアップ拒否の申出については、当月限納会日(現金決済先物取引にあつては取引最終日という。以下同じ。)の翌営業日の午後4時45分までとする。</u></p>

エネルギー最終決済価格決定細則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(最終決済価格の算出)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 業務規程第76条第2号に規定する電力の最終決済価格は、<u>次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>東エリア・ベースロード電力、東エリア・日中ロード電力、西エリア・ベースロード電力及び西エリア・日中ロード電力にあつては、前条第2項に規定する発表価格の月間総計を発表価格採取数で除したのち、1銭未満を四捨五入した価格とする。</u></p> <p>(2) <u>東エリア・週間ベースロード電力、東エリア・週間日中ロード電力、西エリア・週間ベースロード電力及び西エリア・週間日中ロード電力にあつては、前条第2項に規定する発表価格の週間総計を発表価格採取数で除したのち、1銭未満を四捨五入した価格とする。</u></p> <p>(3) <u>東エリア・年度ベースロード電力、東エリア・年度日中ロード電力、西エリア・年度ベースロード電力及び西エリア・年度日中ロード電力にあつては、業務規程第14条の2各号に規定するカスケーディングによって取り扱われる12限月の各取引の建玉について、前条第2項に規定する発表価格の月間総計を発表価格採取数で除したのち、1銭未満を四捨五入した価格とする。</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この改正規定は、令和7年5月26日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和7年5月26日から施行することが</p>	<p>(最終決済価格の算出)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 業務規程第76条第2号に規定する電力の最終決済価格は、<u>前条第2項に規定する発表価格の月間総計（東エリア・週間ベースロード電力、東エリア・週間日中ロード電力、西エリア・週間ベースロード電力及び西エリア・週間日中ロード電力にあつては、週間総計）を発表価格採取数で除したのち、1銭未満を四捨五入した価格とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>3・4 (略)</p>

適当でないと当社が認める場合には、同日後の当社が定める日から施行する。